

## fabbit 新大阪 会員規約

### 第 1 条 (施設及び目的)

1. fabbit 株式会社 (以下「当社」といいます。) が運営する「fabbit 新大阪」(以下「当施設」といいます。) を利用する個人又は法人で第 4 条に定める入居資格を満たす者 (以下「会員」といいます。) が遵守すべき規則として「fabbit 新大阪 会員規約」及び「fabbit 新大阪 サービスプレース利用規約」(以下総称して「本規約」といいます。) を定めます。
2. 本規約は、当施設が、会員の執務の場として当施設及びサービス (定期セミナー、ワークショップの開催、ビジネスマッチング、ベンチャーキャピタル紹介等) を会員に提供するにあたって、必要事項を定めることを目的とします。

### 第 2 条 (規約)

1. 当社は、当施設を会員が利用するにあたり遵守すべき規則として本規約を定め、また適宜変更することができ、これらの効力は全ての会員に及ぶものとします。会員は、当施設を利用した場合には、本規約及びその変更に同意したとみなされるものとします。
2. 当社は、前項の定めに従い本規約を定めたとき又はこれらを変更したときは、当施設のウェブサイトへの掲載により会員に告知するものとします。

### 第 3 条 (会員)

1. 会員とは、個人又は法人で、第 4 条の入会資格を有し、第 5 条に定める当施設への入会手続を完了した者をいいます。
2. 本規約の各定めに関わらず、当社は、本規約に関する会員の権利義務の内容を決定又は変更することができるものとします。

### 第 4 条 (入会資格)

次の各号に定める全ての事項を満たす者に限り、当施設の入会資格を有するものとします。

- (1) 個人又は法人で、本規約を承諾及び遵守する者 (未成年の方が会員となるには、法定代理人が契約することが必要となります。)
- (2) 過去に当施設で除名処分となった者 (除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含みます。) で当社が再度入会を認めた者。
- (3) 満 18 才以上の者。
- (4) 有効な身分証明書を提示することができる者。
- (5) その他、当社が入会を相応しいと判断した者。

### 第 5 条 (入会)

1. 当施設への入会を希望する方は、「【fabbit 新大阪】入居申込書」(以下「申込書」といいます。) を

提出し入会手続を行うものとします。

2. 会員は、入会時に事務手数料として利用料1ヶ月分（税別）を当社へ支払うものとします。
3. 前項の事務手数料は如何なる事由であっても返還されないものとします。

#### 第6条（会員の権利義務）

1. 会員は、本規約に従い、当施設及び本規約に定めるサービスを利用することができるものとします。なお、会員は、本規約に従い、サービスの利用が制限されることがあることを予め承諾するものとします。
2. 当社は、前項に定める権利を除き、会員に対して、当施設その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を付与するものではありません。
3. 会員は、本規約に定める会員の債務を履行しなければなりません。
4. 会員たる地位及びこれに基づく権利義務は、第三者に譲渡し、貸与又は担保に供することができません。
5. 会員が個人の場合において死亡したときには、当然に会員資格を失うものとし、その会員資格は承継されません。

#### 第7条（利用料金）

1. 会員の利用料金（以下「利用料金」といいます。）は、当社が定める方法により算出し、会員は、第4項の定めに従い利用料金を当社に支払うものとします（税別）。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の利用料金に係る消費税については、法改正の内容に従い、会員は差額を負担するものとします。
2. 会員は、利用料金の支払債務と当社が会員に対して負担する債務とを相殺することはできません。
3. 利用料金は、第11条に規定する会員資格停止の期間中も減免されないものとします。
4. 会員は、毎月25日までに、第1項に定める利用料金の翌月分とその消費税を当社が指定する方法により支払うものとします。なお、支払に係わる手数料は会員が負担するものとします。
5. 会員が入会手続を行った月の利用料金については日割り計算とし、会員は、入会時に消費税とともに支払うものとします。
6. 会員が支払った利用料金は、会員の都合による退会又は除名若しくは当施設の廃止等如何なる事由によっても、返還しないものとします。但し、当社が特別に認めた場合はこの限りではないものとします。
7. 当社は、第2条の定めに従い、利用料金の額、その支払方法及び支払日を決定又は変更できるものとします。

#### 第8条（会員プランの変更及び追加）

1. 会員が会員プランの変更又は追加（以下「プランの変更等」といいます。）を希望する場合、会員は、変更プラン又は追加プランの開始希望月の3ヶ月前（休館日の場合は前営業日。）までに、所定の手

続きを完了することにより、開始希望月の初日からプランの変更等を行うことができます。但し、当社が相当でないと判断した場合は、プランの変更等はできないものとします。

2. 代理人によるプランの変更等又は電話その他の方法によるプランの変更等はできないものとします。
3. 登記を希望する場合は、当社に事前申請し、当社の書面による承諾を得るものとします。

#### 第 9 条 (退会)

1. 会員は、退会希望月の 3 ヶ月前（休館日の場合は前営業日。）までに、当社所定の退会届を提出することにより、退会希望月の末日をもって、退会することができます。但し、会員は、退会希望月の 3 ヶ月前の予告に代えて、3 ヶ月分の利用料金相当額の金額を支払うことによって、即時に退会を行うことができます（この退会時は日割計算を行わないものとする。）。
2. 会員は、当施設を退会したときは、退会日の満了をもって、会員としての一切の権利（但し、当社に対する債務を除きます。）を失い、当施設等を会員として利用することができません。
3. 会員は、退会日までに当社に対する全ての債務を履行しなければなりません。

#### 第 10 条 (会員資格停止処分)

1. 会員が次の各号の一の事由に該当する場合、当社は、催告することなく直ちにその会員の会員資格を停止することができるものとします（以下「会員資格停止処分」といいます。）。
  - (1) 利用料金その他本規約に定める費用等を滞納したとき
  - (2) 本規約に違反したとき、又はその疑いがあるとき
  - (3) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立その他の倒産手続の申立又は手形不渡等により経済的信用を失ったとき
  - (4) 当社に登録している住所、電話番号及びメールアドレスの未更新、誤登録その他虚偽登録等により、2 か月以上連絡がつかないとき
  - (5) 他の会員又は当社の迷惑となる行為をしたとき
  - (6) 罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
  - (7) その他会員として不適格であると当社が判断したとき
2. 当社は、前項に基づき会員資格停止処分を行った場合、会員に対し書面又は登録したメールアドレスに対して通知するものとします。なお、当社が当該通知書を発送したにもかかわらず、会員の行方不明等により当該通知書が到達しなかった場合においても、会員資格は停止するものとします。
3. 当社は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができます。

#### 第 11 条 (会員の除名処分)

1. 当社は、会員が以下に該当する場合は、催告することなく直ちに、その会員を当施設から除名することができるものとします（以下「除名処分」といいます。）。
  - (1) 理由のいかんを問わず当社又は当施設の名誉及び信用を傷つけたとき
  - (2) 当社又は当施設の利益に反する行為を行ったとき

(3) その他前条に定める会員資格停止事由に該当するとき

2. 当社が前項に基づく除名処分を行った場合の手続は、前条第2項を準用するものとします。
3. 除名処分を受けた会員は、除名処分と同時に、会員としての一切の権利（但し、当社に対する債務を除きます。）を失い、当施設又会員ウェブサイトを利用することができません。

#### 第12条（損害賠償）

会員は、会員本人及びその関係者が本規約若しくは法令に違反したことによって、又はこれに関連して、他の会員、当社又は当社従業員等の第三者に対し損害を生じた場合、これを賠償する義務を負います。当社は、当該会員に対して、損害（会員の関係者によるものを含みます。）の賠償を請求でき、この場合、当該会員はその損害全額を直ちに賠償しなければなりません。

#### 第13条（当施設の廃止）

1. 当社は、その裁量により、当施設の全部又は一部を廃止することができます。当施設が廃止された場合には、会員は、会員としての一切の権利（但し、当社に対する債務を除きます。）を失い、当施設を会員として利用することができません。
2. 当社は、その裁量により、当施設のレイアウト及び設備等を変更することができます。
3. 当施設の廃止、当施設の変更等によって会員に損害が生じた場合であっても、当社は損害賠償等一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条（所持品の管理）

当施設内における会員の所持品の管理は会員の責任において行うものとし、当施設内において生じた盗難及び紛失、事故等については、当社は一切の責任を負いません。

#### 第15条（通知）

1. 会員は、全ての通知、請求書その他の連絡が送付される住所、メールアドレス、勤務先住所等を当社に登録し、登録した情報の変更等がある場合は、直ちに当社に届け出るものとします。登録内容の変更を行わなかったことにより会員に生じた不利益について、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員に送られる全ての通知及び請求書その他の文書は、前項により登録された住所宛てに郵送するものとします。

#### 第16条（拾得物の取扱い）

当社は、当施設内の拾得物及び放置物については2週間保管するものとし、当該期間経過した場合には、任意に処分することができるものとします。当該処分により、会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

## 第 17 条 （禁止事項）

当施設内及び当施設周辺において、会員による次の行為を禁止します。

- (1) 動物を当施設内に持ち込むこと。
- (2) 危険物（火薬類、爆発性物質その他当社が危険と判断したもの。）を当施設内に持ち込むこと。
- (3) 当施設の設備、器具及び備品その他当社が管理する物品の損壊や許可なく持ち出すこと。
- (4) 火気を利用すること。（当社が指定した場所以外での喫煙、電子たばこを含みます。）
- (5) 他の会員や当社従業員、当施設、当社を誹謗、中傷すること。
- (6) 当社の許可なく当施設において物品の売買、営業行為や勧誘をすること。
- (7) 営利又は非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む。）や政治活動、署名活動をする事。
- (8) 他の会員や当社従業員に対する暴力行為、脅迫行為等。
- (9) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- (10) 他人に不快感を与える身だしなみ（服装、髪型、ひげ、刺青、アクセサリ等）をすること。
- (11) 他の会員や当社従業員に対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。  
正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当社を拘束する等、当社の業務を妨げる行為。
- (12) 他の会員による当施設の利用を妨げる行為。
- (13) 当施設の秩序を乱す行為。
- (14) 他の会員又は当社の秘密情報（当施設外において公開されていない情報をいいます。）を無断で利用し、又は第三者に開示、漏洩する行為。
- (15) 18歳未満の方で22時以降、当施設を利用すること。
- (16) 勝手に私物を残置する行為。
- (17) その他関連諸規則に定められている行為。
- (18) 当社が不適切と判断する行為。

## 第 18 条 （利用時間）

会員は当施設を平日、土日祝問わず 24 時間ご利用頂けます。但し、次条の定めにより休館した場合には、利用時間内であっても当施設の利用ができません。

## 第 19 条 （休館）

1. 当社は、次の事由により当施設の全部又は一部の、会員によるご利用をご遠慮して頂くこと（以下「休館」といいます。）があります。この場合、会員は当施設の全部又は一部をご利用できませんのでご了承ください。
  - (1) 機器等の不調、破損及びメンテナンス等により使用できない場合。
  - (2) 機器等を使用できる当社従業員が不在の場合。
  - (3) 法定の定期点検を行う場合。
  - (4) 気象状況や災害により、安全に営業を行う事ができないと当社が判断したとき。

- (5) 前項のほか、天災地変等により当施設が不測の損害を被った場合又は当施設の改修若しくは補修が必要となったとき。
  - (6) 行政指導、法令の定め等の事由により、営業を行う事ができないと当社が判断したとき。
  - (7) 施設内の改装、設備の改造又は修理、その他の工事により営業を行うことができないと当社が判断したとき。
  - (8) 施設内でイベント等を行うとき。
  - (9) その他当社が必要と判断したとき。
2. 事前に予定されている休館は、ウェブサイトまたは会員ウェブサイトへの掲載により告知するものとします。但し、緊急の必要がある場合については、当社は事前の告知を要しないものとします。
  3. 当社は、休館により会員が当施設をご利用できない場合であっても、会員に対し利用料金を返還しないものとします。

## 第 20 条 （個人情報保護）

当社は、会員の個人情報を別途 fabbit HP (<http://fabbit.co.jp/>) に掲示する「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

## 第 21 条 （反社会的勢力の排除）

会員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。当社は、会員が次の各号にいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、会員に損害が生じてこれを賠償することを要しません。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- (2) 会員の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 会員が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 会員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) 会員または会員の役員もしくは会員の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 会員自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

## 第 22 条 （当社の地位の承継）

会員は、当社が本規約に基づく当社の地位を、第三者に承継する場合があることをここに予め承諾す

るものとしてします。

第 23 条 （免責事項）

当施設並びに施設内の設備及び機器の利用に起因する事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取等により会員に生じた損害につき、当社は一切の責任を負いません。

第 24 条 （管轄裁判所）

本規約に関し会員と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条 （準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。

2018 年 5 月 25 日制定

2018 年 6 月 6 日改定

以上

## fabbit 新大阪 サービススペース利用規約

### 第 1 条 (目的)

fabbit 新大阪 サービススペース利用規約 (以下「本利用規約」といいます。) は、fabbit 株式会社 (以下「当社」といいます。) が運営する「fabbit 新大阪」(以下「当施設」といいます。) の会員が、当施設の利用及び当施設において当社が提供するサービス (以下「当サービス」といいます。) を受けるにあたり必要な事項を定めるものとします。

### 第 2 条 (利用目的)

当施設は、「fabbit 新大阪 会員規約」で定める会員である個人又は法人 (以下「会員」といいます。) が、自己又は自己の従業員のワークスペースとして利用する目的及び会員が他の会員とコミュニケーションを図る目的にのみ利用されるものとします。

### 第 3 条 (会員)

1. 当施設は、本利用規約で別途定める場合を除き、会員以外の利用はできません。
2. サービススペースで入会した会員は、「fabbit 新大阪 会員規約」第19条に定める利用時間内で当施設を利用することができます。
3. 個人においては本人のみ、また法人においては社員 1 名のみ 1 会員の資格を持つものとします。

### 第 4 条 (サービスの内容)

当施設において会員が利用できる当サービスの内容は、次のとおりとします。尚、当社は、必要に応じて、当施設及び当サービスの内容を変更することができるものとします。

無料サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・インターネットの利用</li><li>・フリースペースの利用</li><li>・スキャナー利用</li><li>・会員同士の交流会</li></ul>
有料サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・電話代行サービス (15,000円/月 (税別))</li><li>・ドリンクサービス (4,000円/月 (税別))</li><li>・室内清掃サービス (5,000円/月 (税別))</li><li>・ごみ回収サービス (5,000円/月 (税別))</li><li>・セット料金【電話代行・ドリンク・室内清掃・ごみ回収】(20,000円/月 (税別))</li><li>・郵便受けサービス (1,000円/月 (税別))</li><li>・コピー機使用 (白黒：10円/枚 (税別)、カラー：50円/枚 (税別))</li><li>・FAX 送受信使用 (10円/枚 (税別))</li><li>・会議室貸出 (800円/30分 (税別))</li></ul>



	<p>・打合室貸出（500円/30分（税別））</p> <p>※法人登記サービスにつきましては、第7条をご確認ください。</p>
--	--

#### 第 5 条 （利用上のご注意）

1. 会員は、以下に掲げる各号の事項を遵守して、当施設を利用してください。
  - (1) 駐車場・駐輪場のご用意はございません。近隣の駐車場・駐輪場をご利用ください。
  - (2) 当施設内に汚物や火気・危険物を持ち込むことは禁止します。
  - (3) 他の会員にご配慮頂き、フロア共用部での大声の通話をご遠慮ください。
  - (4) 当施設内は禁煙です。喫煙は当社が指定する場所にてお願いします。
  - (5) 当施設内での飲食は自由です（ただし、アルコール類につきましては次号のとおりです。）。
  - (6) アルコール類につきましては、原則禁止とします。ただし、アルコール類の持ち込みを事前にご相談頂いた場合は可能とします。
  - (7) 施設内で SNS への投稿の為、当社が写真及び動画を撮影することがあることをご了承ください。
  - (8) 地震・火災などの災害時は、当社の避難誘導等の指示に従ってください。
  - (9) 当施設のホームページに、社名を掲載することを予めご了承ください。

#### 第 6 条 （郵便物の受取）

1. 会員は、郵便受けサービスを申し込んだ場合、当社から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺や Web サイト等に掲示することができます。ただし、会員は、退会と同時に、当該掲示を削除することに予め承諾します。
2. 会員宛の郵便物等は当社が一時的に収受し、各会員のポストへ投函または fabbit 新大阪事務局内に保管します。ただし、事務局内での一時的な預かりは最長2週間までとし、これを超える場合、当社は会員に連絡することなく、着払いでの転送又は廃棄を行います。また、郵便物以外のものの受取又は代引きの受取の対応は行いません。
3. 受取可能な郵便物は会員宛ての郵便物に限られます。下記に記載の郵便物のお受取はできません。
 

現金書留・内容証明・特別送達・本人限定受取郵便・着払いのもの・代金引換・料金不足のもの（事前相談がない場合）・生き物・その他当社が預かるべきものではないと判断したもの。
4. 郵便物の紛失及び盗難等については、当社は一切の責任を負いません。
5. 会員は、当社が実施する郵便物受取に係る業務において、当社が収受した会員宛の郵便物及び財産等が、犯罪による収益である疑い又はそれらの事実の仮装・秘匿行為を行っている疑いがある場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例(ガイドライン)」に基づき、会員への事前連絡なしに、行政庁等に速やかに届出を行うことに同意します。
6. 前項に係る郵便物等及び宛先が分からない郵便物を当社が収受した場合、当社又は関係行政庁等の判断により会員に無断で郵便物等の開封を行うことを、会員は事前に同意し、当社又は関係行政庁等による開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととします。

7. 会員の本施設利用期間終了日（その終了原因を問いません。）以降は、当社は郵便物の転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理されることを予めご了承ください。

#### 第 7 条 （法人登記への住所利用）

1. 法人登記への住所利用サービスを申し込んだ会員は、当社から明示された住所を自らの本店所在地として、法人登記を行うことができます。なお、会員が法人登記を行う際は、所定の手続きをもって申請をしなければなりません。
2. 会員は、法人登記への住所利用サービスを受ける際、当社に登記費用として、月額10,000円（税別）を支払うものとします。

#### 第 8 条 （原状回復）

1. fabbit 新大阪 会員規約第 9 条または第10条及び第11条による本契約終了と同時に、会員は次の定めに従いサービスプレースを明け渡します。
  - (1) 会員は、会員の費用により新設、付加した造作・設備等を会員の費用をもって収去し、サービスプレースを原状に復して当社に明け渡します。なお、会員の希望により当社が新設、付加した当社所有の物品についても、当社の要求があるときは、会員の費用をもってこれを取り外し、当社に引き渡すものとします。
  - (2) 本契約終了と同時に、会員が利用区を原状に復さないときは、当社は会員の負担において、これを代行することができるものとします。
  - (3) 本契約が終了し会員が利用区を明け渡した後に、利用区内又は当施設内に残置した物品があるときには、当社は、会員がその所有権を放棄したものとみなして、任意にこれを処分することができるものとします。
  - (4) 本契約終了と同時に、会員が利用区を明け渡さないときは、会員は、本契約終了の翌日から明け渡し完了に至るまでの利用料（1ヵ月未満分は日割計算）の倍額相当の損害金、及び当社が立替え支払った諸費用相当額を、当社に支払わなければならないものとします。
  - (5) 会員は、利用区、設備等について支出した必要費・有益費の償還、又は移転料、立退料等名目のいかににかかわらず、一切の請求をしないことはもちろん、利用区内に会員の費用をもって設置した設備等の買取りを当社に請求することはしないものとします。
  - (6) 会員は、故意・過失にて建物・設備等を損壊した場合には、当社に損害賠償金を支払わなければならないものとします。
  - (7) 会員は、当施設を退会したときは、ルームクリーニング代25,000円（税別）を支払うものとします。

2018年5月25日制定  
2018年6月6日改定  
2018年9月1日改定  
以上

